

三重県水防計画

令和5年度変更案

三重県水防計画 令和5年度変更案

令和5年度三重県水防計画の変更は、令和5年度調査による組織人員などの時点修正を行うとともに、高潮により相当な損害を生じるおそれのある海岸について、適切な水防情報を提供するため水位周知海岸及び水防警報海岸に指定します。

1 組織人員数などの修正

水防支部職員（各建設事務所）、水防管理団体職員（各市町）、消防団員の組織人員、重要水防区域、危機管理型水位計、水防倉庫内備蓄資材数などは、令和5年4月に入ってから各関係機関に調査し、その結果を受けて変更します。

2 水位周知海岸の指定及び高潮特別警戒水位の設定

伊勢湾沿岸（三重県区間）について、水防法第13条の3に基づき水位周知海岸に指定し、高潮特別警戒水位を設定します。P3

○水位周知海岸と設定水位

海岸名	基準水位観測所名	高潮特別警戒水位 (T.P.m)
伊勢湾沿岸（三重県区間）区間-1	四日市港	2.9
伊勢湾沿岸（三重県区間）区間-2	津松阪港	2.3

○水位周知海岸の指定区域

伊勢湾沿岸（三重県区間）区間-1：木曾岬町新輪から鈴鹿市磯山町まで

伊勢湾沿岸（三重県区間）区間-2：津市河芸町東千里から伊勢市朝熊町まで

3 水防警報海岸の指定

伊勢湾沿岸（三重県区間）〔伊勢湾西南海岸を除く〕について、水防法第16条の規定に基づき水防警報海岸に指定します。P4,5

○知事が水防警報を発する海岸及び区域（今回指定分）

海岸名：伊勢湾沿岸（三重県区間）〔伊勢湾西南海岸を除く〕

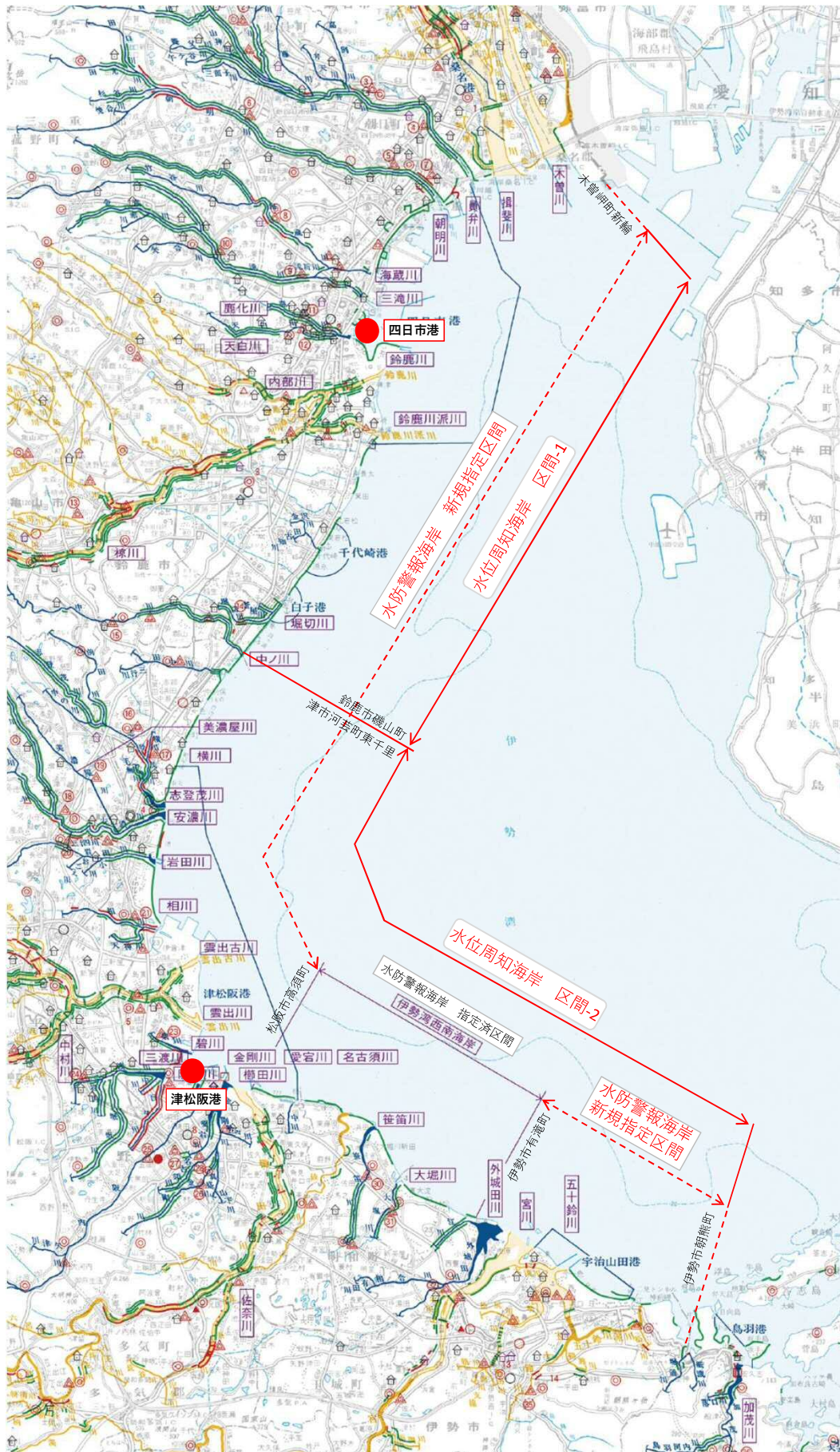
区域：木曾岬町新輪から松阪市高須町まで

及び伊勢市有滝町から伊勢市朝熊町まで

担当水防管理団体：木曾岬町、桑名市、川越町、朝日町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、玉城町

伊勢湾沿岸（三重県区間）

水位周知海岸及び水防警報海岸指定区間



3. 知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知（法13条の3）

(1) 水位周知海岸の指定区域及び担当水防管理団体

番号	海岸名	区域	建設事務所名	担当水防管理団体	
				指定有無	団体名
1	伊勢湾沿岸 (三重県区間) 区間-1	木曽岬町新輪から鈴鹿市磯山町まで	桑名 四日市 鈴鹿	有 有 有 有 有	木曽岬町市長 桑名市長 川越町市長 朝日町市長 四日市市長 鈴鹿市長
2	伊勢湾沿岸 (三重県区間) 区間-2	津市河芸町東千里から伊勢市朝熊町まで	津 松阪 伊勢	有 有 無 有 無	津松明伊市長 松阪明伊市長 阪和勢市長 市市長 市市長 町市長 町市長

(2) 水位周知海岸の対象とする水位観測所及び通知

海岸名	基準水位 観測所名	高潮特別 警戒水位 (T.P.m)	発表 担当者	受報 担当者	摘要	連絡 方法
伊勢湾沿岸 (三重県区間) 区間-1	四日市港	2.9	桑名建設事務所 桑名市長	木曽岬町市長		加入電話
			四日市建設事務所 四日市市長	川越町市長 朝日町市長		加入電話
			鈴鹿建設事務所 鈴鹿市長	鈴鹿市長		加入電話
伊勢湾沿岸 (三重県区間) 区間-2	津松阪港	2.3	津建設事務所 津市長	津市長		加入電話
			松阪建設事務所 松阪市長	松阪市長 明和町市長		加入電話
			伊勢建設事務所 伊勢市長	伊勢市長 玉城町市長		加入電話

(3) 水位情報（海岸）の発表

(イ) 高潮氾濫発生（高潮特別警戒水位）情報は、水防支部長がこれを発信するものとする。

(ロ) 高潮氾濫発生（高潮特別警戒水位）情報の発信については、水防警報の発表・報告と同様の手段により関係者に通知するものとする。

(ハ) 通報は第5章第1節第1項の通信連絡系統によって行うものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき 高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り、気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

(二) 知事が水防警報を発する海岸及び区域

番号	海岸名	区域	建設事務所名	担当水防管理団体	
				指定有無	団体名
1	伊勢湾沿岸 (三重県区間) (漁港、農地海岸等を含む)	木曾岬町新輪から伊勢市朝熊町まで	桑名	有	木曾岬町
				有	桑名市
			四日市	有	川越町
				有	朝日町
				有	四日市市
			鈴鹿	有	鈴鹿市
			津	有	津市
松阪	有 無	松阪市 明和町			
伊勢	有 無	伊勢市 玉城町			

(4) 海岸の水防警報発表の基準は次のとおりとする。

(イ)水防警報発表の対象とする津地方気象台発表の高潮警報かつ波浪注意報が発表された場合。

(ロ)水防警報発表の対象とする津地方気象台発表の高潮警報かつ波浪警報が発表された場合。

(ハ)解除の基準は、対象とする津地方気象台発表の高潮警報が解除された場合。

警報の種類・内容及び発表基準【海岸】

種類	内 容	発 表 基 準
注 意 (準 備)	気象・海象情報等を確認し、水防団員の出動準備が必要となることを通知するもの。	高潮警報かつ波浪注意報が発表
警 戒 (出 動)	気象・海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの。	高潮警報かつ波浪警報が発表
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	高潮警報が解除された場合

※朝日町は川越町、玉城町は伊勢市の気象警報等に基づいて発表する。